



埼玉県報

第 2993 号
平成 30 年(2018 年)
4 月 13 日
金曜日

目次

告示

- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 馬宮土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 吉見領土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）の工事完了（東松山農林振興センター）
- 神川町土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに基づく重さ指定道路の告示（道路環境課）
- 土砂災害特別警戒区域の指定（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の解除（河川砂防課）
- 所沢都市計画地区計画の変更（都市計画課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更（都市計画課）
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第四百二二号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成三十年三月二十九日	公益社団法人日本 聴導犬推進協会	河野 滋	東京都港区虎ノ門一丁目 一番二十五号虎ノ門 一丁目ビル七〇一

告 示

埼玉県告示第四百三号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カ スミ白岡店

埼玉県白岡市西四丁目二―四、二―五、二―六、二―十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 商品の搬入や廃棄物等の搬出において、アイドリングストップを徹底すると共に、作業に伴う騒音・振動が近隣住民に不快感を与えないようにすること。

(2) 深夜等の作業については必要最小限とし、苦情が発生した場合は直ちに作業を停止し対応にあたること。また、住宅脇や道路上で積み下ろし等苦情の要因となる作業は絶対に行わないこと。

二 縦覧期間

平成三十年四月十三日から平成三十年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

デンキチ川島店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神千八十番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ベイシア電器川島インター店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神千八十番地

（変更後） デンキチ川島店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字天神千八十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ベイシア電器 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市上泉町六百七十九番地七

（変更後） 株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

ハ 変更年月日

平成二十九年十二月一日

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十日

二 縦覧期間

平成三十年四月十三日から平成三十年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月十三日から平成三十年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イール妻沼

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）妻沼東宝リバーサイドモール

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

（変更後）イール妻沼

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

ハ 変更年月日

平成三十年三月一日

ニ 届出年月日

平成三十年四月三日

二 縦覧期間

平成三十年四月十三日から平成三十年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月十三日から平成三十年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	平 野 健 一	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二百二十四番地二

告示

埼玉県告示第四百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、吉見領土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	宮崎善雄	埼玉県比企郡吉見町大字地頭方三百三十四番地
同	深井博行	同 同 同 大和田七百五十四番地
同	皆川重春	同 同 同 谷口百八十六番地
同	三橋實夫	同 同 同 荒子七百五番地
同	堀口好正	同 同 同 古名二百二十八番地
同	吉田鉄男	同 同 同 下細谷四百七十四番地
同	神田新一郎	同 同 同 江綱千二百六十八番地
同	村田泰治	同 同 同 前河内四百六十七番地
同	村田芳雄	同 同 同 大串六百二十八番地
同	宮崎豊	同 同 同 地頭方四百九番地
同	岩下勤	同 同 同 中曾根二百五十番地
同	原口充昭	同 同 同 本沢八十四番地
同	吉田透	同 同 同 今泉千六百十番地
同	八木橋富雄	同 同 同 山ノ下二百九番地
監事	蛭間貴	同 同 同 上細谷三十一番地
同	関口政男	同 同 同 荒子七百八十五番地
同	荻野勇	同 同 同 久保田五十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井保美	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見二千四百七十三番地
同	深井博行	同 同 同 大和田七百五十四番地
同	間室照雄	同 同 同 下銀谷百六番地一
同	岩崎照男	同 同 同 荒子七百四十五番地一
同	関根博司	同 同 同 北下砂三百十番地
同	吉田鉄男	同 同 同 下細谷四百七十四番地

告 示

埼玉県告示第四百九号

県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）の工事を平成二十九年三月十七日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
神川町土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び
住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	山崎正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一
同	秋山政治	同 同 同 新宿千四百四十四番地一
同	須川富士夫	同 同 同 二ノ宮二百八十三番地一
同	主山義雄	同 同 同 新里千八百十二番地
同	福島則男	同 同 同 同 千百十四番地一
同	柴崎哲男	同 同 同 同 千八百五十三番地一
同	戸谷英之	同 同 同 同 中新里二百三十番地
同	北嶋春雄	同 同 同 同 小浜五百六十九番地
同	田村歆	同 同 同 同 植竹四百三十二番地
同	岩崎英夫	同 同 同 同 同 三百一番地
同	藤牧重徳	同 同 同 同 同 肥土五百五十四番地
同	荒木照夫	同 同 同 同 同 関口百九十二番地
同	坂本貴佳	同 同 同 同 同 四軒在家二百四十一番地一
同	杉村晃	同 同 同 同 同 元阿保五百六十三番地
同	山口雄一	同 同 同 同 同 同 九百六十三番地
同	榊豊彦	同 同 同 同 同 八日市二千五百五十八番地
同	福嶋志信	同 同 同 同 同 同 四百四十一番地
同	関根正	同 同 同 同 同 上里町大字長浜七百二十二番地
同	小暮敏美	同 同 同 同 同 同 大御堂七百八番地二
同	新井明夫	同 同 同 同 同 本庄市児玉町上真下七十四番地
同	鈴木幹雄	同 同 同 同 同 同 保木野三百七十四番地
監事	福島勇	同 同 同 同 同 同 児玉郡神川町大字新里千六百四番地
同	新井卓也	同 同 同 同 同 同 元阿保五百七十五番地一
同	斉藤誠	同 同 同 同 同 同 同 八日市百二十五番地
同	福島好孝	同 同 同 同 同 同 同 上里町大字長浜三百三十五番地

監事 田島光昌

埼玉県本庄市児玉町上真下百七十一番地

二 退任

職名 氏名

住所

理事 清水雅之

埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二

同 主山義雄

同 同 新里千八百十二番地

同 秋山政治

同 同 新宿千四百四十四番地一

同 野村昌

同 同 池田六百三十八番地一

同 戸谷武雄

同 同 新里二千六百七十六番地

同 高橋文治郎

同 同 同 千六百八十番地

同 戸谷英之

同 同 同 中新里二百三十番地

同 貫井久昭

同 同 同 貫井二百五番地二

同 大畠永行

同 同 同 植竹五百五十六番地

同 土屋泰雄

同 同 同 同 八百七番地二

同 野沢英次

同 同 同 肥土九百三十八番地

同 伊藤英策

同 同 同 関口二百七番地一

同 伊藤勝行

同 同 同 四軒在家二百五番地二

同 澁谷哲夫

同 同 同 元阿保百八十九番地

同 岩崎喜久夫

同 同 同 同 五百三番地

同 榊豊彦

同 同 同 同 八日市二千五百五十八番地

同 福嶋栄次

同 同 同 同 五百四十四番地

同 清水儀久

同 同 同 上里町大字長浜七百四番地

同 坂本博好

同 同 同 同 大御堂五十八番地

同 新井明夫

同 同 同 同 本庄市児玉町上真下七十四番地

同 鈴木幹雄

同 同 同 同 保木野三百七十四番地

監事 内海徹治

同 同 同 同 児玉郡神川町大字新里千二百四十三番地

同 卜部智

同 同 同 同 大字元阿保六百五十一番地

同 金井眞澄

同 同 同 同 同 八日市百二十一番地

同 須長博

同 同 同 同 同 上里町大字長浜三百四十八番地二

同 田島光昌

同 同 同 同 同 本庄市児玉町上真下百七十一番地

告 示

埼玉県告示第四百十一号

平成二十九年埼玉県告示第千三百五十七号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十二号

平成二十九年埼玉県告示第千二百八十七号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十七日終了した旨測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十三号

平成二十九年埼玉県告示第千二百八十号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十二日終了した旨測量計画機関で吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十四号

平成二十九年埼玉県告示第三百九十九号で公示した基本測量は、平成三十年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十五号

平成二十九年埼玉県告示第八百九十三号で公示した基本測量は、平成三十年二月二十四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百十六号

平成三十年埼玉県告示第七十七号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第四百十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	さいたま東村山線	新座市野火止四丁目七七二番一、二地先から 新座市あたご一丁目二四三番一地先まで
県道	練馬川口線	戸田市下前二丁目二九七四番二地先から 戸田市下前二丁目三〇一一番三地先まで
県道	越谷八潮線	越谷市大字下間久里字源前七五四番一地先から 越谷市大字西方字上手三一〇六番一地先まで
県道	青山熊谷線	熊谷市屈戸字南耕地一八五番一地先から 熊谷市佐谷田字南砂原二三一五番二地先まで
県道	川藤野田線	吉川市大字川藤字川岸一一九番一地先から 吉川市大字鍋小路字沼原一一九番一地先まで

二 指定する期日

平成三十年四月十三日

告示

埼玉県告示第四百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三山大指1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
石上1・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
石上3・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
間日影	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
納宮	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所

坂本3	坂本1	橋詰2・1	魚尾道1	大諸	河原沢日向1	三ヶ原3	
平面図等を埼玉県 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>太田淵2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>魚尾道2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>河原沢日向2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>林</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>魚尾道4</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>魚尾道3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
茶平2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
山摺6	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
金倉2・1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
浦山1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
浦山2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
清水沢	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
北1・1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
北1・2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
相見1・1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
相見1・2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
小川	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
三社3・1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

北2-3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
北2-4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
クボタ3-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
クボタ1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
相見2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
築場-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
築場-3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。

石間沢戸1・7	平面図等を埼玉県に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県に供する。
石間沢戸1・6	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
石間沢戸1・5	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
石間沢戸1・4	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
石間沢戸1・3	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
石間沢戸1・2	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
石間沢戸1・1	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

高岸 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に供する。
柚木 2・3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
柚木 2・2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
柚木 2・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中割 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中割 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
平島	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

又ノ平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
枇杷の沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
当ノ尾根・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
高岸2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
漆木2・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
漆木2・2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
沢戸向	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所	に備え置いて縦覧に供する。

	当ノ尾根 ・ 2
所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
	急傾斜地の崩壊
所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

告示

埼玉県告示第四百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十九年埼玉県告示第四百五十二号）のうち、次の区域の一部の指定を解除する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域及び指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
流川13	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第四百二十号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

坂戸市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

川口市から川口市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

上尾市から上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

上尾市から上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

上尾市から上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

行田市から行田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

行田市から行田都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

行田市から行田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十号

行田市から行田市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十一号

越谷市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

松伏町から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

幸手市から幸手都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十四号

幸手市から幸手都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

幸手市から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十六号

杉戸町から幸手都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

加須市から加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年四月十三日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
東秩父村	平成三十年五月二十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	東秩父村役場
越生町	平成三十年五月三十日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	越生町中央公民館 駐車場
戸田市	平成三十年五月三十一日 及び 平成三十年六月四日及び 同日五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	越生自然休養村センター 駐車場
戸田市	平成三十年六月四日及び 同日五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	戸田市役所
蕨市	平成三十年六月七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蕨市民会館駐車場
蕨市	平成三十年六月八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蕨市民公園駐車場

飯能市	ときがわ町	嵐山町	毛呂山町	滑川町	小川町	鳩山町
平成三十年六月二十五日	平成三十年六月二十一日	平成三十年六月二十日	平成三十年六月十九日	平成三十年六月十五日	平成三十年六月十三日及び同月十四日	平成三十年六月十二日
午前十時から正午まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
飯能市役所駐車場	吾野地区行政センター	原市場地区行政センター	名栗地区行政センター	ときがわ町役場本庁舎北側駐車場	体育センター（せらぎホール）駐車場	嵐山町役場
毛呂山町役場来客駐車場	滑川町コミュニティセンター	小川町役場	鳩山町役場			

入間市	鶴ヶ島市	三芳町	川島町	吉見町	日高市
平成三十年七月十七日	平成三十年七月十三日	平成三十年七月十二日	平成三十年七月十一日	平成三十年七月六日	平成三十年七月五日
平成三十年七月四日	平成三十年七月三日	平成三十年七月二日	平成三十年七月二日	平成三十年七月二日	平成三十年七月二日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
入間市市民会館	藤沢公民館	東金子公民館	西武公民館	鶴ヶ島市役所	三芳町役場来客用 駐車場
				川島町保健センタ	吉見町役場
					日高市役所公用車 車庫倉庫棟

		東松山市		坂戸市			
平成三十年七月三十一日		平成三十年七月三十日		平成三十年七月二十六日及び同月二十七日		平成三十年七月二十三日から同月二十五日まで	
午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
野本市民活動センター	大岡市民活動センター	唐子市民活動センター	高坂市民活動センター	松山市民活動センター	坂戸市文化会館大駐車場	入間市役所	宮寺公民館
金子公民館							

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成三十年四月十三日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	平成三十年五月二十八日から八月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越 生 町	平成三十年五月三十日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸 田 市	平成三十年六月四日から九月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨 市	平成三十年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩 山 町	平成三十年六月十二日から九月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

鶴ヶ島市	入間市	坂戸市	東松山市
平成三十年七月六日から十月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年七月十一日から十月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年七月二十三日から十一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年七月二十六日から十月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年三月二十日

指令越建セ第二九〇〇一三一号

二 検査済証番号

越建セ第一〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百五十八番一、四百五十九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県古河市駒込千五十三番地七

竹内 一恵

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年三月五日

指令越建セ第二九〇〇一一一号

二 検査済証番号

越建セ第一二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎三百七十七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原二十六番地九

田中 雅之